

事務連絡  
令和6年2月29日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会  
事業部

「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」  
に対する意見募集（パブリックコメント）について（情報提供）

平素は、本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会では、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針により、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処されています。

この度、国土交通省を通じ、公正取引委員会より、業界の商習慣、親事業者と下請事業者との取引関係、近年の金融情勢等を総合的に勘案し、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更することとし、別添の通り意見募集（パブリックコメント）が開始された旨の情報提供がありました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、パブリックコメントに応じて意見提出を行った場合には、全建事業部宛てにも同内容についてご連絡を下さいますようお願い申し上げます。

《添付資料》

別紙1 国交省通知文

別紙2 手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について(案)

別紙3 新旧対照表

《パブリックコメント サイトURL》

[https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/p-comment/p\\_comment.html](https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/p-comment/p_comment.html)

以上

(担当) 事業部 川瀬

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp